![C:\Users\zenrin\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\OYLOII2Q\MC900228485[1].wmf]()園長だより　平成２８年１月号

園長　平澤　正則

あけましておめでとうございます

　昨年中は「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴う様々な手続き等のお願いに対しましてご理解・ご協力を賜りまして誠に有難うございました。お蔭さまで園の運営等も支障なく進んでおります。

　本年も，子どもの安全と成長を第一に考える園の経営を目指してまいりますので，よろしくお願い申し上げます。

感染症後の登園基準

　毎年頭を悩ますことの一つとして，感染症への対応があります。感染後の出席停止処分は，必要があって子を預ける親の身からすれば容易ではない事態となるわけなので，私たちとしても対応には苦慮しています。

しかし，安易な親切心のために他の幼児に感染させてしまってはより多くの迷惑，大変な過失となるわけで，本園としては毎回心を鬼にして，登園基準に従うことをお願いしております。

現在，インフルエンザは流行っていませんが，その他の感染症もありますので，早めにお知らせしたいと思い，裏面に「感染後の登園基準」を印刷いたしましたので参考にしてください。

以下の『　』内は，先日園に届きました「茨城県保健所嘱託医・幼稚園園医部会ニュースレター」をもとに，本園の対応等について述べたものです。ご一読いただき，今後のご協力をお願いいたします。

『県感染情報センターのサーべイランス（疾病の情報収集や監視）によれば，ここ数年，県内市町村では流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチンの公費助成拡大に伴い発生数が減ってきていましたが，昨年９月あたりからおたふくかぜが４年ぶりに流行っているそうです。

また，手足口病は昨年秋に全国的にも県内でも大流行しました。最近は，手足口病で発疹があっても熱がなく食欲があれば，登園しても良いとする厚労省の基準が受け入れられてきつつあるようですが，本園では医師の指導のもとに今のところ「発疹が消えてかさぶた状態になったら登園可能」としています。

インフルエンザについては茨城県医師会乳幼児保健委員会が次のように見解を公表しています。「インフルエンザという病気は，軽症の場合はほとんど熱もなく，咳，鼻汁で終わる場合もあります。そのため，患者もさらにその家族もインフルエンザと考えることもなく，集団生活を続けていくこととなるため，感染拡大を防御することは非常に難しいです。インフルエンザにおいては，感染予防，拡大の防止はワクチン接種が重要となります。そのような観点に立つと，出席停止を設けることが必要かどうかは甚だ疑問ということになりますが，同委員会の見解としては，せめてインフルエンザと診断された患者だけでも，感染拡大を少しでも防ぐ目的で，出席停止を設けても良いのではないかとの結論に達しています。そういうわけで，感染力が低くなっている解熱後４８時間から集団生活を可能としました。」とのことです。本園でも，家族に感染者がいても本人に感染が確認されなければ出席停止とすることはしておりません。ただ，家庭内に感染者がいて本人にも異常が見られるような場合には医師の診断を積極的に受けるようお願いいたします。』